

令和4年度 三豊市産品PR事業
三豊市ブース出展規程

三豊市商工会（以下「商工会」という。）が公益財団法人かがわ産業支援財団、香川県及び三豊市（以下「財団等」という。）と連携して出展する第57回スーパーマーケット・トレードショー2023（以下「展示会」という。）の市ブースに市内企業・団体が出展する場合は、この規程の定めによるものとします。

1 規程の履行

出展者は、本出展規程及び展示会出展規約等を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと商工会及び財団等が判断した場合、商工会及び財団等は、その時期を問わず出展の申込みの拒否、出展の取消し、展示物の撤去・変更等を命じることができます。なお、その際の判断根拠は公表いたしません。また、この場合、出展者から事前に支払われた費用の返還及び出展取消し、展示物の撤去・変更等によって生じた出展者及び関係者の損害について、商工会及び財団等は、一切の責任を負いません。

2 出展資格

- (1) 出展者は、商工会が定める三豊市ブース出展趣旨に合致する中小企業者・団体とします。また、商工会は出展者の選定を行い、出展者を決定する権利を持ちます。
- (2) 展示会会場で現金の授受を伴う物品・サービスの提供（販売行為）を目的とした出展はお断りします。

3 出展申込

出展申込書を商工会が受け付けた時点で正式な申込みといたします。申込書及び添付書類等は返却いたしませんので、提出書類はコピーをお取りいただき、お手元に保存してください。

4 出展辞退・取消し

- (1) 出展決定した後の出展の辞退は原則認めかねます。
- (2) やむを得ず出展の辞退を認めた時には、商工会及び財団等において他の出展申込者の中から出展決定をします。ただし、出展者選定の基準を満たした出展申込者に限りです。
- (3) 出展決定した後でも、出展者が本出展規程等に違反したと商工会及び財団等が判断した場合、商工会及び財団等は出展を取り消すことができます。これによって生じた損害について商工会及び財団等は、一切の責任を負いません。
- (4) 出展参加料は、商工会及び財団等が定める期日及び振込先までにご入金下さい。
- (5) 入金された出展参加料は、出展者の責に帰すべき事由により出展辞退した場合又は出展取消しとなった場合には、返還しません。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、展示会主催者が開催を取りやめた場合、または商工会及び財団等が出展取りやめを判断した場合、出展参加料は100%返金します。

5 展示スペース

- (1) 展示スペースは、1出展者、1展示スペースとします。
- (2) 展示スペースは、商工会及び財団等が定める小間の配置、形状に基づき、所定の手続きに従い、市及び財団等にて決定いたします。出展者はその結果に従うものとします。
- (3) 出展者は、いかなる理由があっても出展者の展示スペースの全部又は一部を、他者に転貸することはできません。
- (4) 出展申込の取消しなどがあった場合、商工会及び財団等は小間配置の全体のレイアウトを変更することがあります。その場合の異議申し立て、賠償責任を市及び財団等に問うことはできません。
- (5) 展示スペース内の作業は、商工会及び財団等の定めるスケジュール等に従ってください。

6 書類等の提出

出展者は、商工会及び財団等から提出を求められた全ての書類等を指定期日までに届出なければなりません。

7 展示装飾

全体の構成及び基本装飾は、全体の統一・調和を図るため、商工会及び財団等が行います。出展者はその結果に従うものとします。

8 留意事項

(1) 出展に関して

- ①申込書に記載された中小企業者・団体が出展してください。
- ②出展者は、出品物の説明、引き合い、商談などに対応するため、市ブースの出展者の展示スペースに最低1名待機していただきます。
- ③出展者は、展示会終了後に出品物を適正に処理するものとします。
- ④出展者は、派遣する者の氏名について、所定の期日までにお知らせいただきます。
- ⑤18歳未満の派遣及び入場はお断りします。

(2) 出品物

- ①出品物は、通常の飲食に供する食品及び飲料に限ります。
 - ②申込書に記載された出品物が展示対象です。変更がある場合は速やかに商工会及び財団等に連絡しなければなりません。
 - ③出品物及び貴重品の管理は、出展者の責任で行ってください。
 - ④出展者は、展示会会期中はもとより、搬入・搬出時も出品物等の管理に立ち会ってください。
- (3) 香川県ブース外での宣伝、営業行為などを行うことはできません。
- (4) 出展者は、強い光、熱、臭気、又は大音響を放つ実演など他者の迷惑となる行為、また、近隣の展示を妨害する行為を禁止します。その判断は、財団等が判断し、その中止・変更を命じることができます。出展者はそれに従うものとします。
- (5) 出展者は、展示会会場に適用される全ての防火及び安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。
- (6) 出展者は、展示会会期中及び会期後に来場者・他の出展者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害又はそれらに類する行為など）があったと商工会及び財団等が判断した場合、商工会及び財団等は出展中止又は次回以降の出展申込拒否を行う権利を持ちます。この場合、商工会及び財団等は一切の責任を負いません。
- (7) 展示会会期中及び会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容等に関して商工会及び財団等はその一切の責任を負いません。
- (8) 会場内は撮影禁止ですが、出展者の展示スペースのみ撮影することができます。
- (9) 試食・試飲、商談等に当たっては、食品表示や食品衛生等の関係法令等を遵守の上、対応をお願いします。

9 損害責任

- (1) 商工会及び財団等は、いかなる理由においても、出展者及びその従業員・関係者等が展示スペースを使用することによって生じた人及び物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。また、出展者及びその従業員・関係者等の不注意などによって展示会場内で生じた人及び物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。
- (2) 出展者はその従業員・関係者等の不注意などによって生じた展示会場内及びその周辺の建築物・設備に対する全ての損害について、ただちに賠償するものとします。
- (3) 市及び財団等は、天災、その他不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出

展者及び関係者の損害について、その一切の責任を負いません。

(4) 商工会及び財団等は、自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出展者及び関係者の損害について、その一切の責任を負いません。

10 出展申込書に記載の個人情報の取扱い

出展申込書に記載の個人情報は、展示会出展の運営及び各種案内に利用させていただきます。

11 規格外事項

(1) 本規程に定めのない事項が発生した場合、商工会及び財団等はその対策を決定できるものとし
ます。

(2) (1) の場合、商工会及び財団等は出展者に通知するものとし、出展者は商工会及び財団等の決
定した対策に従うものとし
ます。

(3) 上記規格外事項について発生した出展者及び関係者の損害について、商工会及び財団等はそ
の
一切の責任を負いません。